下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会(第18回)議事概要 平成20年9月16日実施(札幌地域委員会庶務)

- 1 日時 9月16日午前10時(午前10時48分閉会)
- 2 場所 札幌高等裁判所 5 階第 1 中会議室
- 3 出席者

(委員長)山崎 学(地裁所長)

(委員)市川茂樹(弁護士),長井敬子(人権擁護委員),山本信一(地検検事正),吉田克己(大学教授,委員長代理)

(庶 務)木村札幌高裁総務課長,早坂札幌高裁総務課課長補佐 (説明者)甲斐札幌高裁事務局長

4 議題

- (1) 報告
- (2) 協議

平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)候補者に関する情報収集の在り方について

5 議事

(1) 報告

庶務から,後藤徹委員の後任者として市川茂樹委員が任命されたこと,前回の当地域委員会開催日以降に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事概要,平成20年9月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者についての「裁判官指名候補者名簿」が当地域委員会に参考送付されたこと,がそれぞれ報告された。

(2) 協議

ア 庶務から、平成21年2月から9月までの間の裁判官指名候補者について、9月10日付けで送付のあった指名候補者の名簿等が提示され、情報収集に関する指名諮問委員会からの指示内容が報告された。

イ 協議の結果,

- (ア) 当地域委員会に関する平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)候補者についての情報収集については,指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長にあてて審議資料として示された周知依頼文案(審議資料1から8まで)の書面を送付して,情報の提供を依頼することとされた。また,札幌高地家裁に対応する周知先への周知依頼文案(審議資料1から4まで)に添付する「裁判官指名候補者名簿」については,昨年と同様,配属部及び在職期間を付記することとされた。
- (イ) 各委員は,情報提供があった場合,庶務から連絡を受け,随時,閲覧することとなった。
- (ヴ) 提供された情報に関する補充調査の必要性の有無,調査方法及び委員会 招集の要否については,委員長と委員長代理とが協議して決めること,ま た,提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招 集することが確認された。

(3) 次回開催予定

第19回の札幌地域委員会を11月7日(金)午後1時30分に開催することが確認された。

札幌高等検察庁検事長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては,貴庁所属の検察官に対し,指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には,下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を,各個人から直接,当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

北海道弁護士会連合会理事長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

なお,指名諮問委員会の協議において,裁判官の職権の独立に対する影響,プライバシーに配慮するという観点に照らすと,弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく,各弁護士が直接,情報を地域委員会に提供すべきであること,特に,多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

札幌地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては,貴庁所属の検察官に対し,指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には,下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を,各個人から直接,当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

札幌弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

なお,指名諮問委員会の協議において,裁判官の職権の独立に対する影響,プライバシーに配慮するという観点に照らすと,弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく,各弁護士が直接,情報を地域委員会に提供すべきであること,特に,多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

函館地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては,貴庁所属の検察官に対し,指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には,下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を,各個人から直接,当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

函館弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

なお,指名諮問委員会の協議において,裁判官の職権の独立に対する影響,プライバシーに配慮するという観点に照らすと,弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく,各弁護士が直接,情報を地域委員会に提供すべきであること,特に,多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

釧路地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては,貴庁所属の検察官に対し,指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には,下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を,各個人から直接,当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

釧路弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会 札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成21年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は,別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては,貴会所属の弁護士に対し,指名候補者を裁判官として指名することの 適否に関して情報を有する場合には,下記の方法により当委員会が受け付ける旨を 周知していただきますようお願いいたします。

なお,指名諮問委員会の協議において,裁判官の職権の独立に対する影響,プライバシーに配慮するという観点に照らすと,弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく,各弁護士が直接,情報を地域委員会に提供すべきであること,特に,多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成20年10月24日(金)まで(ただし,この期間後であっても,特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法